

平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務受注者募集要項

1 本要項の目的

本要項は、平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務について、当該業務の実施に伴う、受注者選定に関する事項について定めることを目的とする。

2 募集日程

項目	日程
参加申込受付期間	令和7年4月28日（月）～令和7年5月12日（月）
質問受付期間	令和7年4月28日（月）～令和7年5月7日（水）
質問への回答	令和7年5月9日（金）まで
参加資格の審査結果通知	令和7年5月13日（火）まで
辞退届提出期限	令和7年5月16日（金）まで
審査日	令和7年5月19日（月）
審査結果通知	令和7年5月20日（火）
協定書締結期限	令和7年5月23日（金）

3 募集条件等

（1）業務名称

平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務

（2）業務内容

別紙「平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務仕様書」のとおり

（3）業務委託期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日までの期間とする。ただし、平戸市と受注者のいずれからとも、相手方に対して本協定終了の意思表示がないときは、本協定はさらに一年間延長し、以後同様とする。

4 参加資格

（1）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」

- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- （4）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第643条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- （5）法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- （7）過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体において、防火管理オンライン講習業務又はこれに類する業務の実績があり、これを全て誠実に履行した又は現在において履行している実績を有するものであること。

5 申込方法等

（1）申込受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月12日（月）まで

※郵送の場合は、申込受付期間内に必着のこと。

（2）申込方法

必要書類を下記提出先に持参又は郵送にて申し込むこと。

〒859-5121

長崎県平戸市岩の上町733番地 1 平戸市消防本部予防課

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を各 1 部提出すること。

- ①参加申込書（様式第 1 号）
- ②誓約書（様式第 2 号）
- ③事業者（会社）概要書（様式第 3 号）
- ④業務実績書（様式第 4 号）
- ⑤企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、別紙 1 「企画書作成要領」に沿って作成すること。

6 質問及び回答

次の方法により、募集要項及び仕様書に関する質問に対する回答を行う。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 5 月 7 日（水）まで

(2) 提出方法

質問は質問書（様式第 5 号）に記入の上、下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。

メールアドレス：shobo_yobo@city.hirado.lg.jp

(3) 回答日時

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時 15 分までに回答

(4) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめた上で、本市ホームページ上に掲載する。

7 参加資格の審査及び通知

提出された書類に基づき、参加資格の審査を行う。審査後、以下のとおり参加者に対して審査結果を通知する。

(1) 通知方法

参加申込書（様式第 1 号）に記載の電子メールアドレス宛に、電子メールで通知する。

(2) 通知日

令和 7 年 5 月 13 日（火）までに通知する。

8 審査及び審査結果通知

(1) 審査日

令和 7 年 5 月 19 日（月）

(2) 審査方法

提出された企画提案書（任意様式）に基づき、基準点以上で最高得点の提案者を受注者として決定する。なお、提案者が 1 者の場合でも、審査を執り行う。また、最高得点での提案者が 2 者以上いた場合は、5 月 19 日（月）に、抽選にて受注

者を決定する。

(3) 審査結果通知

令和7年5月20日（火）に本市ホームページ上で公表するとともに、提案者全員に対して、郵送にて審査結果を文書送付する。

9 受注者決定の取消し

決定した受注者が次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消す。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったと認められた場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があったと認められた場合
- (4) 決定した受注者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 受注者として著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他受注者として適当でないと市が認めた場合

10 協定書の締結

(1) 協定書の締結

受注者に決定した者は、平戸市との間に、平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務に関する協定書を締結すること。

(2) 締結期限

令和7年5月23日（金）

11 その他

- (1) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和7年5月16日（金）までに、持参又は郵送により提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。
- (2) 本募集要項及び協定書に定めのない事項については、平戸市と受注者が協議の上決定する。